

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

佐賀国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間は国民年金保険料の未納期間とされているが、同期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料 900 円を昭和 45 年 3 月 31 日に郵便局で現金納付していることが申立人の所持する領収証書により確認できる上、社会保険事務所の特殊台帳及びA市の被保険者名簿のいずれにも、申立期間の国民年金保険料の還付記録は無く、還付されたことが確認できないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われたことは明らかである。

また、申立期間は、9 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料が収納された記録が無く、収納事務処理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

昭和 45 年 3 月 31 日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年10月から52年3月まで
③ 昭和57年4月から58年3月まで

昭和49年1月の結婚後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料は、夫婦二人分を一緒に自宅近くの銀行や郵便局で納付していた。

家計に余裕があるときは、未納であった保険料をさかのぼって一括納付したり、生活が苦しい時期には、後で保険料を納付できるように国民年金保険料の免除申請をしたこともある。

国民年金の手続、保険料の納付については、すべて妻に任せており、申立期間の妻の国民年金保険料が納付、申請免除となっているのに、私の記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和58年4月以降、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録は一致しているとともに、社会保険事務所の特殊台帳により納付日が確認できる54年10月から56年3月までの国民年金保険料は、夫婦同一日に納付している記録となっており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付又は免除を申請していたものと考えられるところ、申立期間③については、申立人の妻の保険料は免除されていることから、申立人の保険料も免除されていたものと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月以降に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき

るところ、その時点において、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間②の保険料を52年12月27日に過年度納付しており、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、過年度納付することが可能な申立期間②の国民年金保険料を申立人の妻が納付しないとは考え難い。

- 2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年11月時点において、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①においても夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと申し立てているが、申立人の妻は、当該期間の保険料を申立人の国民年金手帳記号番号払出以前の昭和50年12月27日に過年度納付していることが、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳により確認でき、申立内容に不自然さがうかがわれる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

申立期間当時、国民年金保険料は市の集金人を通じて納付しており、納付していたことを証明する領収書もあるので、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

また、申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことであるが、還付を受ける理由も無いし、もらった記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金領収書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿では、国民年金の資格喪失日は昭和54年7月1日、資格喪失の届出日は54年8月と記載されているが、申立人は任意加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認でき、任意加入期間に納付した国民年金保険料を還付請求までしてさかのぼって資格喪失を申し出るとは考え難く、行政側の記録管理が適切に行われなかったものとするのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料は還付されていることが社会保険事務所の特殊台帳により確認できるが、社会保険事務所に還付整理簿等は保管されていないため、還付した理由が確認できず、申立期間の国民年金保険料を還付する合理的な理由が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年5月まで

昭和52年6月に夫婦で経営する会社が、社会保険の新規適用事業所となったことから夫とともに厚生年金保険に加入した。それまでの間、国民年金保険料は、地区の婦人会の集金で夫婦二人分を毎月納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間の直前の51年3月まで15年間にわたり国民年金保険料を納付しており、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料の未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人が居住していた地区では、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことが市の国民年金被保険者名簿により確認でき、この婦人会に加入していた申立人の知人(近隣住民)3人は、申立期間における国民年金保険料を納付していることが確認できるなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が、申立期間以前から、妻とともに経営していた会社は、昭和52年6月に社会保険の適用を受けており、その経営は順調だったことがうかがわれ、国民年金保険料を納めることができない経済状態ではなかったことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間について保険料を納付していたものとするのが自然である。

加えて、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間の納付記録は、未納から納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

結婚前の昭和43年ごろから、A市において夫と同居していたが、長男を出産するため母子手帳が必要となり、住民票をB町からA市に移し、44年9月婚姻届を提出した。

国民年金保険料は、昭和43年度までは実家の両親が納付していたが、結婚後は夫も婚姻と同時に国民年金に加入したので、私が夫婦二人分の保険料を合わせて納付しており、申立期間も夫の分と合わせて過年度納付した。

社会保険庁の記録で申立期間について国民年金保険料が私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の夫も申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、結婚後の昭和44年9月に国民年金の加入手続を行い、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料を47年1月に過年度納付し、その後、39年2月から44年9月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとされる申立人が夫の保険料を納付して、自らの保険料を納付しないとは考え難い。

さらに、B町の国民年金被保険者名簿では、申立人が同町に転入した時点で、申立期間の国民年金保険料はA市において納付済みとされていたが、その後、保険料の未納期間に訂正されている。しかしながら、「昭和46年3月までA市で納付済」との記載は削除されておらず、B町における申立人の国民年金の記録管理において事務処理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は昭和20年9月1日であると認められることから、申立期間のうち、20年1月31日から同年9月1日までの期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年2月及び3月の標準報酬月額が35円、同年4月から8月までの標準報酬月額は60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年1月5日まで
② 昭和20年1月31日から21年2月25日まで

①昭和19年4月、A社C支店に入社した。すぐにD海員養成所に入校し、卒業後は同社C支店の社員寮で乗船待機していた。

②昭和20年1月にA社所属の「E船舶」にF港から乗船、終戦を朝鮮のG港で迎えた。同港から同年9月に日本への引揚者を乗せH港に帰港、引揚者下船後、I港にて積荷の岩塩を陸揚げしてF港へ入港した。同港にて病気のため下船して病院に入院し、退院後はC支店の寮で乗船待機していた。

社会保険庁の記録では、昭和20年1月5日から同月31日までの船員保険加入とされているが、わずか1か月の加入のはずはないので、船員保険加入期間前後の申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の一部については、申立人のA社での勤務内容に関する供述は具体的であり、少なくとも昭和20年9月にH港に寄港するまで同社所属の「E船舶」に乗船していたことは推認することができる。

また、社会保険事務所が保管するA社所属「E船舶」の船員保険被保険者名簿において、申立人が、昭和20年1月5日に資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日が記載されていないにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の被保険者資格喪失日が20年1月31日とさ

れている上、当該被保険者名簿に記載されている 14 人中、申立人を含む 9 人に資格喪失日の記載が無いが、社会保険事務所では、このほかに資格喪失日が確認できる更新後の名簿は無いとしている。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)において、「E 船舶」での船員保険加入期間は欄外に記載されており、被保険者名簿等の記録に基づき追記したことがうかがわれるが、社会保険事務所が保管する同船に係る被保険者名簿に申立人の資格喪失年月日は記載されていないにもかかわらず、旧台帳に資格喪失日を記載した経緯が不明である。

加えて、「E 船舶」に係る船員保険加入期間について、社会保険事務所の被保険者名簿の記録に資格喪失日は無いが、オンライン記録に資格喪失日が記録されている被保険者が存在する。

また、申立人は、昭和 20 年 9 月ごろ F 港で「E 船舶」を下船したことを記憶しており、申立人の同僚からも同年 9 月中旬に F 港に同船が帰還した旨の供述があり申立人の主張と一致することから、申立人は同年 8 月までは同船に乗船していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における「E 船舶」の被保険者記録の管理に不備があったと考えられ、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なもの認められず、申立人の資格喪失日は昭和 20 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るその前後の期間の社会保険事務所の記録から、昭和 20 年 2 月及び 3 月は 35 円、同年 4 月から 8 月までは 60 円とすることが妥当である。

また、申立期間①については、A 社は、当時の賃金台帳等を保管していないとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、社会保険庁が保管する A 社の船員保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人は昭和 20 年 1 月 5 日に資格を取得したとされており、社会保険事務所が保管する同社の船員保険被保険者名簿においても、申立人が申立期間①において同社で船員保険に加入していたことをうかがわせる記載は無い。

加えて、同僚二人は、D 海員養成所の期間及び乗船待機中の期間は、船員保険加入期間はなかったと供述している。

このほか、申立期間①に、申立人の給与から事業主が船員保険料を控除していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月2日から38年4月1日まで
昭和37年10月からA市役所に臨時職員として勤務した。38年4月1日に正職員となり、市町村共済制度に加入したが、37年12月2日から38年4月1日までの厚生年金保険加入記録が無い。勤務していたことに間違いがないので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人のA市役所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和37年12月2日とされている。

しかしながら、A市役所が保管する申立人に係る人事記録から申立人が申立期間において、同市役所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人の前後にA市役所において厚生年金保険の被保険者資格を取得・喪失している24人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、全員の資格喪失日が申立人と同じ昭和37年12月2日となっており、全員の原票に「共済加入のため資格喪失」のスタンプが押印されていることから、共済年金制度へ加入したことに伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。このうち、申立人他1人を除く22人については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票とは異なる資格喪失日が記載された別の原票が存在しており、同原票には資格喪失日取消の進達日が昭和38年3月と記録されていることから、37年12月2日を資格喪失日とする原票が

先に作成され、当該資格喪失日を取り消して、同原票を作成したと考えられるが、資格喪失日を取り消した経緯や同一人物について内容の異なる二種類の原票が作成された理由は社会保険事務所においても不明である。

さらに、二種類の異なる原票が存在する 22 人は、いずれも社会保険庁のオンライン記録上、別の原票に記載された資格喪失日（38 年 4 月 1 日、同年 10 月 1 日、同年 12 月 1 日）が記録されており、37 年 12 月 2 日が資格喪失日として記録されている者はいない上、22 人のうち、共済加入年月日が判明した 14 人は、いずれも、厚生年金保険の資格喪失日と共済加入年月日が一致しており、加入期間の空白はない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の記録管理に不備があったものと考えられ、申立人についても共済加入日である 38 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日とする原票が存在したものと考えられることから、事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 37 年 12 月の社会保険庁の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月 14 日から同年 8 月 1 日まで
(A 事務所)
② 昭和 57 年 9 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
(A 事務所)
③ 昭和 58 年 1 月 8 日から同年 3 月 25 日まで
(A 事務所)
④ 昭和 58 年 11 月 7 日から同年 12 月 25 日まで
(B 学校)
⑤ 昭和 59 年 1 月 4 日から同年 3 月 25 日まで
(A 事務所)

昭和 57 年春ごろから 59 年までの 2 年間に臨時的任用の常勤講師として 4 校の学校に勤務した。国民年金に加入していない期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の資格期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C 事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間①及び②において D 学校に、申立期間③において E 学校に、申立期間④において B 学校に、申立期間⑤において F 学校に臨時的任用の常勤講師として勤務したことは確認できる。

しかしながら、D、E 及び F 学校を所管する A 事務所並びに B 学校は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間①及び④は任用期間が 2 か月を超えていないため、申立期間当時において、制度上厚生年金保険の適用を除外されていた期間である。

さらに、申立期間①及び②における D 学校の事務担当者は、申立人を覚えて

いるが当時の取扱いについては記憶しておらず、「厚生年金保険の加入要件を満たしていれば加入させていたと思うが、申立人と同じ雇用形態であった講師についても同じ取扱いをしていたと思うので、他の臨時的任用講師が厚生年金保険に加入していなければ、申立人も厚生年金保険に加入させていないことも考えられる。」と供述しているところ、申立期間①及び②と同時期に臨時的任用講師としてD学校に6か月間勤務した元同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。また、申立期間③と同時期に臨時的任用講師としてE学校に約3か月間勤務した元同僚及び申立期間⑤と同時期に臨時的任用講師として約3か月間F学校に勤務した元同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことから、A事務所は、当該年度において、厚生年金保険の適用要件を満たす者すべてを厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録は無い上、申立人が厚生年金保険から国民年金への切り替えを行ったことを申立ての根拠の一つとしている国民年金の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 50 年末ごろまで

昭和 46 年 6 月から A 社に勤務した。45 年に B 県の会社を辞めて帰省し、職業訓練校で塗装を習い、卒業と同時に当該事業所に勤務した記憶がある。当該事業所で塗装の仕事を覚えてから別の塗装店へ行ったと記憶するので、A 社に勤務したのは約 3 年間だと思う。当該申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び A 社の「申立人は、申立人が主張するように昭和 46 年ごろから勤務していたと思う。」との供述から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、A 社は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、A 社が委託した社会保険労務士事務所が保管する申立人に係る労働者名簿一覧によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は社会保険庁の記録と一致しており、雇用保険の資格取得日についても公共職業安定所が保管する記録と一致する。

さらに、A 社は「申立期間当時は、厚生年金保険に加入するかどうかを本人との話合いで決めていたと思う。また、平成 8 年に社会保険労務士に事務を委託した時に、申立期間当時の書類をすべて当該社会保険労務士に預け、内容を確認してもらったと思う。」と説明している上、当該社会保険労務士事務所も「委託を受けた時点で、会社保管の書類等から申立人についての厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日等を確認しているはずだ。」と供述していることか

ら、申立人に係る社会保険庁の記録は、申立期間当時、当該事業所が届け出た記録であり、当該事業所は、勤務した者すべてを速やかに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人に係る雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日とおおむね一致する上、申立人は申立期間中の昭和 50 年 2 月から 52 年 10 月までの 33 か月の期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。